

2026（令和8）年6月24日

鹿児島地方最低賃金審議会 事務局 殿



鹿児島県弁護士会
会長 岸本圭市
(公印省略)

声明の送付について

日頃より当会の活動にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

この度、当会では、下記のとおり声明を発表いたしました。

声明の趣旨をお酌み取りの上、善処方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「最低賃金額の大幅な引き上げ及び全国一律の最低賃金額の実現並びに中小企業に対する実効的な支援等を求める会長声明」

以上



最低賃金額の大幅な引き上げ及び全国一律の最低賃金額の実現並びに中小企業に対する実効的な支援等を求める会長声明

- 1(1) 中央最低賃金審議会は、例年、厚生労働大臣からの諮問を受け、6月から7月頃にその年度の地域別最低賃金額改定を目安額を提示している。

直近の令和7年度の改定において、同審議会は、全国加重平均で63円（引上げ率6.0%）の引上げを目安として答申し、これに基づき各地の地方最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定され、全国加重平均額は過去最大の66円増となる時給1121円となった。これにより初めて全ての都道府県で時給1000円を超え、鹿児島県の最低時給額は1026円と改められた（令和6年度の953円から73円増）。

- (2) しかし、上記時給1026円という水準は、フルタイムで就労した場合でも年収に換算して約213万円に止まるところ（1日8時間、週5日、年間52週間で計算。）、この賃金水準では、労働者及びその世帯において人間らしい生活を実現することはできない。

- (3) また、現状として、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも見過ごすことのできない重大な問題である。令和7年度の最低賃金は、最も高い東京都で時給1226円であるのに対し、鹿児島県の時給1026円との間で200円の開きがあるが、これは、年額に換算すると実に41万円以上にも上る大きな格差である。

しかしながら、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、全国労働組合総連合（全労連）が研究者と協力して行った「最低生計費試算調査」によれば、都市部と地方との間でほとんど差がないことが明らかになってきている。鹿児島県のような地方においては、首都圏等の大都市部と比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自家用車の保有を余儀なくされることが

背景にある。労働者の生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金の地域間格差をなくするため全国一律最低賃金制度を実現すべきであり、そのためにも、鹿児島県においては都市部を上回る水準で最低賃金を上げ続けていく必要がある。

- (4) そもそも、政府は、令和7年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」において「2020年代に全国平均1500円」との目標を掲げている。

ただし、上記「最低生計費試算調査」に照らせば、この政府目標である1500円すら、若者が自立して人間らしい生活を営むために最低限必要な水準を満たしていると評価できるか疑問がないではない。上記政府目標は最低限のものと認識し、更なる賃上げを目指すべきことは言うまでもない。

当会は、政府が少なくとも同目標を堅持し、その達成に向けた道筋を明確にするとともに、鹿児島県においても早期にこの目標が実現されることを強く求める。

- (5) さらに、最低賃金の引上げの効果が速やかに労働者の生活の改善に結び付くためには、その発効時期も重要である。令和7年度は、発効日が都道府県によって大きく分散し、最も早い栃木県では令和7年10月1日であったのに対し、最も遅い秋田県では令和8年3月31日にずれ込み、約半年もの開きが生じた。鹿児島県の発効日は令和7年11月1日であったが、これでは、答申された引上げの効果が労働者に及ぶまでに不合理な遅れが生じる地域も生ずることになる。速やかに労働者の生活の改善に結び付くよう全ての地域で速やかに発効されるべきである。

- 2 物価高騰が続き、中小企業の経営環境は厳しい状況ではある。それゆえ、最低賃金の引上げを実効あるものとするためには、中小企業が賃上げの原資を確保できる環境の整備が不可欠であり、政府は、原材料費や労務費の上昇を適正に取引価格へ転嫁できる環境整備を徹底するとともに、最低賃金の引上げに取り組む中

小企業に対する助成・補助制度を拡充するべきである。

3 当会は、こうした支援策と相まって、最低賃金の引上げによって労働者の生活の安定を確保し、同時に地域経済を活性化させるため、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図る前提として、次の通り求める。

(1) 中央最低賃金審議会に対し、厚生労働大臣に対して政府目標である全国平均1500円への道筋を確かなものとし、さらに労働者が真に健康的で文化的な生活を営むことのできる水準を目指して最低賃金額の改定が行われるよう答申を行うこと、及び地域間格差を抜本的に解消すべく全国一律の最低賃金実現に向けた答申を行うことを求める。

(2) 鹿児島地方最低賃金審議会に対し、鹿児島労働局長に対して鹿児島県の最低賃金額を大幅に引き上げるよう答申することを求める。

(3) 国に対し、最低賃金額の大幅な引き上げを支えるために実効的かつ十分な中小企業支援策の整備及び拡充を求める。

2026年（令和8年）6月23日

鹿児島県弁護士会

会 長 岸 本 圭 市

